

現在の場所: [トップ](#) > [くらしの情報](#) > [高齢・介護・障害・生活福祉](#) > [生活にお困りの方のために](#) > [低所得世帯への臨時特別給付金及び定額減税しきれない人への調整給付金](#) > [住宅ローン控除の適用を受けられている方への八王子市調整給付金（定額減税補足給付金）のご案内](#)

キーワード検索

検索

## 住宅ローン控除の適用を受けられている方への八王子市調整給付金（定額減税補足給付金）のご案内

更新日：令和6年7月26日 ページID：P0034211

印刷する

? よくあるご質問

生活にお困りの方のために分類一覧

▶ 生活困窮者自立支援制度

▶ 受験生チャレンジ支援貸付事業

▶ 生活保護

▶ 低所得世帯への臨時特別給付金及び定額減税しきれない人への調整給付金

### 住宅ローン控除の適用を受けられている方への八王子市調整給付金（定額減税補足給付金）のご案内

本市では、令和6年度個人住民税と令和6年分所得税における定額減税を全額受けられないと見込まれる方に、その差額を「調整給付金」として支給することとしております。しかし、令和5年分確定申告において、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けている方や、令和6年に新たに住宅ローン控除の適用を受ける予定の方は、令和6年分所得税額の推計が困難であることから、令和6年度の調整給付金の支給額を算定することができません。

つきましては、令和6年分の所得税が確定した後に、定額減税を全額受けられないことが判明した方は、令和7年度に実施予定である不足額給付の支給対象者となります。

なお、不足額給付の詳細については、現在国において検討中ですので、詳細が分かり次第、八王子市ホームページでお知らせいたします。

また、住民税に関わる住宅ローン控除のお問い合わせは、八王子市財政部住民税課（042-620-7219）へご連絡ください。

### Q&A

問1 住宅ローン控除の適用を受けており、調整給付金の支給対象と思われませんが、「調整給付金の確認書」が届かないのはなぜですか。

(答)

○ 住宅ローン控除を適用されている方は、令和6年分所得税額の推計が困難であることから、調整給付金の支給額を算定することができないため、令和6年度の調整給付金の確認書は送付されません。令和6年分の所得税が確定した後に定額減税を全額受けられないことが判明した方については令和7年度に実施予定の不足額給付の支給対象となります。

問2 住宅ローン控除を適用されているのか分からないので教えてください。

(答)

まだ決まっていないうです。

- 令和5年分源泉徴収票をお持ちの方は、「住宅借入金等特別控除の額」の欄と「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄に記載されています。その記載があれば住宅ローン控除が適用されています。

**問3 令和5年中に住宅ローン控除適用が終了した場合や、令和5年中に全額繰り上げ返済をした場合は支給対象となりますか。また、同様の状況で令和6年中の場合は支給対象となりますか。**

(答)

- 住宅ローン控除の適用がない場合でも調整給付金の額が算定される場合は支給対象ですが、住宅ローン控除が適用となっている方への給付は、令和7年度に実施予定の不足額給付にて支給対象となります。

**問4 住宅ローン控除を所得税で使い切っており、住宅ローン控除後の所得税額が3万円未満の場合、調整給付金の支給対象になると思われますが、どのような対応になりますか。**

(答)

- 令和6年分所得税額の推計が困難であることから、調整給付金の支給額を算定することができないため、令和6年度調整給付金の支給対象とはならず、令和7年度に実施予定の不足額給付にて支給対象となります。

**問5 令和7年度に実施予定の不足額給付は、納税義務者が手続きをしなければ支給対象とはならないのですか。**

(答)

- 令和6年分の所得税が確定した後に、令和7年度の不足額給付の対象納税義務者へ、八王子市から書類を送付する予定です。

**問6 住宅ローン控除の適用を受けている間に、住宅を手放すことになった場合、調整給付金はどのようになりますか。**

(答)

- 住宅を手放した後に、新たに住宅ローンを利用しないのであれば、住宅ローン控除の適用がない場合として算定し、調整給付金の支給額が算定される場合は支給対象となります。

**問7 住宅ローン控除が関係する調整給付は、令和6年内入居者（＝確定所得税に影響するため、住宅ローン控除初回を令和6年確定申告にて申告する方）は令和7年度実施予定の不足額給付にて対応するということでしょうか。また、今回の令和6年度の調整給付にて対応ができ得る例はありますか。**

(答)

- お見込みのとおりです。住宅ローン控除が関係するもので令和6年度の調整給付にて対応でき得る例はないため、すべて令和7年度に実施予定の不足額給付での対応となります。

問8 他市では、住宅ローン控除を適用されている人も、令和6年度調整給付金が支給されていることがあるようですが、なぜ八王子市は令和7年度に予定されている不足額給付での支給予定なのですか。

(答)

- 住宅ローン控除を適用されている方は、令和6年分所得税額の推計が困難であり、対象者について判別していると、住宅ローン控除の適用を受けていない方へのお知らせ自体も遅くなってしまうことや、支給時期等は各自自治体の裁量に委ねられていることから、対象者数の多い八王子市では令和7年度に予定されている不足額給付での支給としています。

#### 🔗 関連リンク

▶ [【受付終了】令和6年度八王子市調整給付金（定額減税補足給付金）のご案内](#)

#### 🗨️ このページに掲載されている情報のお問い合わせ先

##### 物価高騰対策給付金担当（調整給付金）

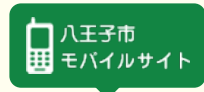
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
電話：042-620-7497 ファックス：042-627-5956

▶ [お問い合わせメールフォーム](#)

## 🏢 八王子市役所

郵便番号：192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 [[地図](#)・[フロア案内](#)]  
電話：042-626-3111（代表） 午前8時30分から午後5時まで（土曜、日曜、祝日は、閉庁です。）  
法人番号：1000020132012

[このサイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [免責事項](#) | [リンク集](#)



Copyright © Hachioji-City. All Rights Reserved.